平成２９年（フ）第３８号
長崎県南島原市北有馬町戊2625番地１市営北有馬本町第２団地101号
債務者　中村美智子
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月８日午前10時30分
長崎地方裁判所島原支部破産係

破産手続終結

平成２５年（フ）第１３９２２号
神奈川県川崎市高津区末長１丁目47番１－214号
破産者　西村　秀昭
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１３５７号
札幌市手稲区曙２条４丁目４番１号
破産者　インタープラス株式会社
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４号
札幌市中央区北12条西23丁目１番２号
破産者　有限会社ぜぜや茶舗
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０９号
札幌市中央区北２条東15丁目26番地
破産者　株式会社ジェイ・オフィス・クルー
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８０号
茨城県ひたちなか市西光地２丁目１番14号
破産者　有限会社ハウスボックス
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１号
秋田県鹿角市尾去沢字軽井沢43番地142
破産者　有限会社望月建装
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所大館支部

平成２８年（フ）第７６号
香川県木田郡三木町大字下高岡2018番地13
破産者　株式会社讃高
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第７２号
栃木県栃木市藤岡町新波1360番地
破産者　川俣　康利
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第１１８７号
埼玉県川口市坂下町２丁目９番４号、旧住所大阪府八尾市刑部３丁目42番地の８
破産者　先山　榮子（旧姓井阪）
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４００号
さいたま市南区曲本３丁目８番６号　ビレッジ西浦和201号
破産者　高島真由美
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４８１号
埼玉県川口市大字安行領根岸1290番地　ロイヤル山正304号、旧住所埼玉県川口市在家町２番９号
破産者　西村　隆志
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３５号
札幌市西区山の手２条12丁目３番17号、住民票上の住所札幌市中央区北８条西19丁目３番地
破産者　陶山　隆英
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３９号
福島県郡山市横塚５丁目18番６号　レオパレスミュゼアベニュー108号、開始決定時の住所福島県郡山市安積町日出山字一本松47番地安積ヒルズ408号（前々住所）福島県郡山市安積４丁目299番地
破産者　岡住　透寛
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第９２９号
名古屋市名東区亀の井１丁目18番地　西一社第２団地101棟407号
破産者　平手　満彦
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３４６号
大分市京が丘南２丁目16番２号
破産者　東　　弥生
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１７２号
北海道増毛郡増毛町南暑寒町７丁目83番地の１
破産者　伊藤智香子（旧姓嶋貫）
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部